平成２９年（フ）第２０６５号
名古屋市西区城西４丁目28番17号
破産者　株式会社ＭＡＳＡＭＵＲＡ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
（最後の住所）奈良市西紀寺町26番地　セントポーリア西紀寺106号
破産者　被相続人亡佐長誠樹相続財産
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８６号
島根県浜田市旭町丸原380―15、旧住所徳島県徳島市春日３丁目１番48　エスポワール606号、徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚29番地
破産者　松本　頼人
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
青森県むつ市柳町１丁目５番21号
破産者　株式会社保険プラザ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７３号
東京都東久留米市下里４丁目１番19―406
破産者　大河内明美
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９９号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目３番地４
破産者　出水建設株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８６号
東京都多摩市一ノ宮２丁目19番27―４Ｆ
破産者　株式会社多摩営繕
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８７号
東京都日野市万願寺２丁目25番地の２Ｌ，ｅｓｐｏｉｒ101
破産者　林　　正明
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８８号
東京都立川市柴崎町６丁目７番21号ＴＰＳビル301
破産者　梶山　直美
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４号
東京都東久留米市柳窪３丁目２―35、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目50番地の３
破産者　有限会社トマトモータース
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目50番地の３
破産者　大河原　康
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１号
東京都東久留米市柳窪３丁目２番35号
破産者　株式会社バイクの森
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８６５号
神奈川県綾瀬市吉岡275番地
破産者　有限会社加藤左官工業
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿1124番地６
破産者　株式会社Ｍ＆Ｍステーション
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５４号
東京都品川区西五反田３丁目１番５号
破産者　株式会社タモ
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５５号
東京都品川区西五反田３丁目１番５号
破産者　株式会社ミールシステム
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
岐阜県可児市兼山377番地の２
破産者　ヤマツ大橋食品株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３０７号
静岡県御殿場市萩原466―１
破産者　株式会社セイム
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
京都市右京区西院久田町121番地
破産者　三共プリンテック株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３８号
京都市右京区常盤御池町14番地の９
破産者　有限会社風路蘭譚
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７０号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町24番地８
破産者　株式会社マス設計
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２３号
京都市伏見区竹田東小屋ノ内町77番地
破産者　ＳＫＤ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係